

## 鹿 児 島 県 公 報

令和5年6月6日（火）第419号



発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

## 目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

## 告 示

- 有害な図書等の指定 (青少年男女共同参画課取扱い) 1  
 ○公有水面の埋立ての免許 (漁港漁場課取扱い) 1  
 ○道路の区域の変更 (2件) (道路維持課取扱い) 4  
 ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (南薩地域振興局取扱い) 4  
 ○児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の廃止 (大隅地域振興局取扱い) 4  
**選挙管理委員会告示**  
 ○政治団体の名称等の公表 (選挙管理委員会取扱い) 5  
**公安委員会告示**  
 ○遊技機の型式の検定の告示 (生活安全企画課取扱い) 6

## 告 示

## 鹿児島県告示第506号

鹿児島県青少年保護育成条例（昭和36年鹿児島県条例第65号）第9条第2項の規定により、有害な図書等として次のとおり指定した。

令和5年6月6日

鹿児島県知事 塩田康一

指 定 番 号	指 定 年 月 日	指 定 種 別	書 名	発 行 所	指 定 箇 所	指 定 理 由
25430	令和5年 5月29日	雑 誌	実話ナックルズ 6月号 04877-6	大洋図書	全 部	著しく青少年の性的感情を刺激し、又は著しく青少年の粗暴性若しくは残虐性を助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
25431			実話BUNKA超タブー 5月号 05159-05	コアマガジン		
25432			p e t i t R o s e Vol.62 08878-06	秋水社		

## 鹿児島県告示第507号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立てを免許した。

令和5年6月6日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 免許年月日  
令和5年5月29日
- 2 免許を受けた者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
霧島市  
霧島市国分中央三丁目45番1号  
霧島市長 中重真一
- 3 埋立区域
  - (1) 位置  
霧島市隼人町小浜字礪石6156番2から同字6123番に至る間の土地に接する国有海浜地の地先公有水面
  - (2) 区域  
次の点1から点30までを順次に直線で結んだ線及び点30と点1を結んだ線により囲まれた区域  
点1 地籍図根三角点R1-1（北緯31度43分44秒4131，東経130度41分42秒0944）  
（以下「基点」という。）から143度06分40秒21.22メートルの地点  
点2 点1から67度29分31秒3.52メートルの地点  
点3 点2から92度43分40秒27.45メートルの地点  
点4 点3から61度19分48秒12.56メートルの地点  
点5 点4から70度53分04秒14.61メートルの地点  
点6 点5から86度49分41秒7.87メートルの地点  
点7 点6から47度10分48秒6.83メートルの地点  
点8 点7から190度13分40秒8.10メートルの地点  
点9 点8から100度47分07秒35.00メートルの地点  
点10 点9から190度47分07秒1.16メートルの地点  
点11 点10から280度47分07秒35.73メートルの地点  
点12 点11から204度05分42秒8.16メートルの地点  
点13 点12から294度05分42秒1.50メートルの地点  
点14 点13から204度05分42秒3.30メートルの地点  
点15 点14から114度05分42秒1.50メートルの地点  
点16 点15から204度05分42秒23.60メートルの地点  
点17 点16から294度05分42秒1.50メートルの地点  
点18 点17から204度05分42秒3.30メートルの地点  
点19 点18から114度05分42秒1.50メートルの地点  
点20 点19から204度05分42秒13.53メートルの地点  
点21 点20から294度05分42秒6.95メートルの地点  
点22 点21から358度16分05秒5.56メートルの地点  
点23 点22から24度05分42秒4.83メートルの地点  
点24 点23から359度31分09秒3.91メートルの地点  
点25 点24から304度21分49秒6.71メートルの地点  
点26 点25から291度57分49秒1.50メートルの地点  
点27 点26から307度04分35秒4.06メートルの地点  
点28 点27から265度05分58秒7.03メートルの地点  
点29 点28から241度58分56秒8.91メートルの地点  
点30 点29から239度53分22秒6.05メートルの地点
  - (3) 面積  
1,560.06平方メートル
- 4 埋立てに関する工事の施行区域
  - (1) 位置  
霧島市隼人町小浜字礪石6156番2から同字6123番に至る間の土地に接する国有海浜地の地先公有水面

## (2) 区域

次の点1から点43までを順次に直線で結んだ線及び点43と点1を結んだ線により囲まれた区域

- 点1 基点から143度06分40秒21.22メートルの地点
- 点2 点1から67度29分31秒3.52メートルの地点
- 点3 点2から92度43分40秒27.45メートルの地点
- 点4 点3から61度19分48秒12.56メートルの地点
- 点5 点4から70度53分04秒14.61メートルの地点
- 点6 点5から86度49分41秒7.87メートルの地点
- 点7 点6から47度10分48秒6.83メートルの地点
- 点8 点7から52度42分39秒5.16メートルの地点
- 点9 点8から85度53分30秒1.97メートルの地点
- 点10 点9から83度38分48秒1.56メートルの地点
- 点11 点10から83度22分54秒6.73メートルの地点
- 点12 点11から78度52分47秒6.76メートルの地点
- 点13 点12から46度26分51秒0.59メートルの地点
- 点14 点13から162度12分19秒2.09メートルの地点
- 点15 点14から77度35分57秒3.79メートルの地点
- 点16 点15から75度47分54秒7.15メートルの地点
- 点17 点16から72度54分30秒6.07メートルの地点
- 点18 点17から75度02分18秒4.66メートルの地点
- 点19 点18から76度16分16秒5.29メートルの地点
- 点20 点19から82度06分18秒6.14メートルの地点
- 点21 点20から79度05分37秒2.17メートルの地点
- 点22 点21から91度35分31秒24.55メートルの地点
- 点23 点22から103度48分56秒23.67メートルの地点
- 点24 点23から104度02分28秒2.86メートルの地点
- 点25 点24から105度31分00秒6.15メートルの地点
- 点26 点25から192度59分19秒54.08メートルの地点
- 点27 点26から104度00分36秒4.63メートルの地点
- 点28 点27から170度01分41秒27.38メートルの地点
- 点29 点28から298度23分04秒32.30メートルの地点
- 点30 点29から268度21分37秒26.21メートルの地点
- 点31 点30から268度15分58秒54.00メートルの地点
- 点32 点31から269度20分22秒7.09メートルの地点
- 点33 点32から295度10分34秒19.37メートルの地点
- 点34 点33から294度05分42秒6.95メートルの地点
- 点35 点34から358度16分05秒6.81メートルの地点
- 点36 点35から24度05分42秒4.83メートルの地点
- 点37 点36から359度31分09秒3.91メートルの地点
- 点38 点37から304度21分49秒6.71メートルの地点
- 点39 点38から291度57分49秒1.50メートルの地点
- 点40 点39から307度04分35秒4.06メートルの地点
- 点41 点40から265度05分58秒7.03メートルの地点
- 点42 点41から241度58分56秒8.91メートルの地点
- 点43 点42から239度53分22秒6.05メートルの地点

## (3) 面積

10,033.75平方メートル

## 5 埋立地の用途

漁港施設用地

## 鹿児島県告示第508号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和5年6月6日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和5年6月6日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	西之表南種子線	西之表市現和字孝行門21番1地先から同市現和字中庄司浦70番1地先まで	前	16.5～24.5	87.0
			後	14.0～24.5	87.0

## 鹿児島県告示第509号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和5年6月6日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和5年6月6日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	名瀬瀬戸内線	奄美市名瀬大字根瀬部字中金久902番1地先から大島郡大和村大字国直字内193番7地先まで	前	7.3～120.0	5,474.0
			前	9.3～68.8	2,771.6
			後	9.3～48.0	2,771.6

## 南薩地域振興局告示第6号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

令和5年6月6日

南薩地域振興局長 竹内文紀

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
365ラボ	南九州市川辺町 平山3778-1	株式会社いろ葉	南九州市川辺町 平山5816番地	中迎 聡子	令和5年 5月15日	就労継続 支援B型

## 大隅地域振興局告示第10号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定により、指定障害児通所支援事業者から次のとおり指定通所支援の事業の廃止の届出があった。

令和5年6月6日

大隅地域振興局長 永野義人

事業所		指定障害児通所支援事業者			廃止年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
発達支援センター 一ひまわりクラ	曾於市末吉町岩 崎425番地	社会福祉法人め ぐみ会	曾於市末吉町諏 訪方5105番地	徳留 晋一	令和5年 3月31日	児童発達 支援・放

ブ						課後等デ イサービ ス・保育 所等訪問 支援
---	--	--	--	--	--	------------------------------------

## 選挙管理委員会告示

### 鹿児島県選挙管理委員会告示第29号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による設立の届出があった政治団体，法第7条第1項の規定による異動の届出があった政治団体，法第17条第1項の規定による解散の届出があった政治団体及び法第19条第3項の規定による資金管理団体の異動の届出があった政治団体の名称等は，次のとおりである。

令和5年6月6日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下良成

#### 1 設立の届出があった政治団体

##### (1) 政党の支部

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	1以上の市町村の区域等を単位として設けられる支部	届出年月日
自由民主党鹿児島県ふるさと振興支部	園田 修光	柿元 勇一	鹿児島市鴨池新町14-9ライトビル202号	○	令和5年4月14日

##### (2) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
上池勝彦後援会	上池 勝彦	西中須 修	肝属郡東串良町池之原2854	令和5年4月4日

#### 2 異動の届出があった政治団体

##### (1) 政党の支部

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
自由民主党21世紀鹿児島をつくる会	森 拓男	代表者の氏名	森 拓男	林 陽郎	令和5年4月1日

##### (2) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
鹿児島県農民政治連盟	山野 徹	会計責任者の氏名	川添 修	瀬戸口 久人	令和5年4月1日
鹿児島県薬剤師連盟	小田原 一弘	代表者の氏名	小田原 一弘	上野 泰弘	令和4年10月6日
		会計責任者の氏名	日高 雄太	吉水 久純	
鹿児島県酪農政治連盟	川崎 悟	代表者の氏名	川崎 悟	西 洋行	令和4年7月8日

		会計責任者の氏名	溝口 剛	白河 澄雄	
上村研一後援会	上村 研一	会計責任者の氏名	上村 明美	上村 辰男	令和 5 年 2 月 12 日
全日本不動産政治連盟鹿児島県本部	福山 修	会計責任者の氏名	山下 泰彦	福永 和則	令和 5 年 4 月 18 日
田代よしき後援会	田代 芳樹	主たる事務所の所在地	鹿児島市清和 1-12-13	鹿児島市清和二丁目 1-3	令和 5 年 4 月 14 日
日本を元気にする会	宮元 利典	政治団体の名称	日本を元気にする会	鹿児島を元気にする会	令和 5 年 4 月 13 日
本田しずか後援会	本田 静	主たる事務所の所在地	鹿児島市吉野町 3073-3	鹿児島市吉野町 2858 番地の 5	令和 5 年 4 月 27 日
山田としお鹿児島後援会	山野 徹	会計責任者の氏名	富田 貴浩	川添 修	令和 5 年 4 月 1 日

## 3 解散の届出があった政治団体

## (1) 政党の支部

## 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	解散年月日
自由民主党鹿児島県日置市区第一支部	日置市吹上町中原1370	前原 尉	令和 5 年 3 月 31 日

## (2) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	解散年月日
遠嶋春日児後援会	薩摩川内市神田町 1-10 北薩教育会館	松野 寛	令和 4 年 12 月 31 日

## 4 資金管理団体の異動の届出があった政治団体

届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
宮元 利典	日本を元気にする会	政治団体の名称	日本を元気にする会	鹿児島を元気にする会	令和 5 年 4 月 13 日

## 公安委員会告示

## 鹿児島県公安委員会告示第52号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

令和 5 年 6 月 6 日

鹿児島県公安委員会委員長 鏑野孝清

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	PGO!GO!マリン3000H CD	株式会社サンスリー	310152
ぱちんこ遊技機	P聖闘士星矢超流星AHBC	株式会社三洋物産	2P0707
ぱちんこ遊技機	e義風堂々!!～兼続と慶次～3 DM5-S	株式会社ニューギン	3P0273
回胴式遊技機	Lパチスロうる星やつらEV	株式会社EXCITE	3S0160